

「テント」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 27(ワ)21853・平成 29 年 2 月 24 日（民 40 部）判決＜請求棄却＞▶特許ニュース No. 14476

【キーワード】

商品形態の模倣（不競法 2 条 1 項 3 号）、保護期間の終了（法 19 条 1 項 5 号イ）、商品形態のデッドコピー、商品形態の類似

【事案の概要】

1 本件は、原告（有限会社リッコ）が、被告（タンスのゲン株式会社）の販売する別紙被告商品目録記載のテント（以下「被告テント」という。）は、原告の商品の形態を模倣したものであると主張し、被告に対し不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 3 号、3 条 1 項、2 項に基づき、被告テントの販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、同法 4 条、5 条 2 項に基づき、損害合計 5 0 0 万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 2 7 年 9 月 4 日（本訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、原告は、被告の他の製品に関しても、意匠権侵害を理由に販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を請求していたが、この請求部分については当審において和解が成立している。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

原告は、小間物又は日用品雑貨類の輸入又は販売等を目的とする会社である。（弁論の全趣旨）

被告は、インターネットによる通信販売等を目的とする会社である。（弁論の全趣旨）

(2) 原告の商品

原告は、「FIELDOR」とのブランドによるワンタッチ式のタープテント（以下「原告テント」という。）を日本国内で販売している。

本件において原告は、原告テントには①平成 2 2 年 1 0 月頃から販売されたモデル（以下「第 1 世代」という。）、②平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日から販売されたモデル（以下「第 2 世代」という。）及び③平成 2 7 年 4 月 2 8 日から販売されたモデル（以下「第 3 世代」という。）が存在すると主張している。

(3) 被告テント

被告は、平成 2 7 年 5 月 2 日以降、被告テントを日本国内で販売している。（弁論の全趣旨）

3 争点

(1) 原告の請求主体性

- (2) 「商品の形態」該当性
- (3) 被告テントの構成態様
- (4) 「模倣」の有無
- (5) 不競法19条1項5号イ（保護期間の終了）適用の可否
- (6) 損害発生の有無及びその額

【判 断】

1 争点(5)（不競法19条1項5号イ〔保護期間の終了〕適用の可否）について

事案に鑑み、争点(5)について判断する。

(1) 不競法2条1項3号及び19条1項5号イは、他人の「商品」が日本国内において「最初に販売された日」から起算して3年を経過しない間に限り、当該商品の形態を模倣した商品の譲渡行為等を不正競争行為に当たるとしたものである。その趣旨は、同法1条の事業者間の公正な競争等を確保するという目的に鑑み、開発に時間も費用もかけず、先行投資した他人の商品形態を模倣した商品を製造・販売し、投資に伴う危険負担を回避して市場に参入しようとすることは公正とはいえないから、そのような行為を不正競争行為として禁ずることとしたものと解される。

このことからすれば、不競法19条1項5号イの「最初に販売された日」に係る「商品」とは、保護を求める商品の形態を具備した最初の商品を意味するのであって、このような商品の形態を具備しつつ若干の変更を加えた後続商品を意味するものではないと解すべきである。

(2) これを本件についてみるに、原告は、原告テントの第2世代を第1世代と比較すると、①高さ調節を変更した点、②シルバーコーティングによるUVカット加工を施した点、③支柱を覆う細長い天幕のデザインを変更した点、④収納バッグの色を変更した点、⑤耐水圧及びシームシーリングを施した点で異なるから、上記「商品」とは第2世代の原告テントを指し、その販売開始日である平成25年10月15日を「最初に販売された日」とすべき旨主張する。

しかし、本件全証拠を精査しても、そもそも原告テントに第1世代と第2世代があり、第2世代は第1世代と上記①ないし⑤の全ての点で異なっていることを示すに足りる的確な証拠は見当たらない。

この点に関して原告は、「タープテント史」と題する書面（甲13の1）にその旨記載されているかのように主張するが、原告作成の証拠説明書3によれば、同書面は本訴係属中の平成27年12月に原告自身によって作成されたものであるというのであって、その形式に照らし、証明力は極めて低いといわざるを得ない上、その内容をみても、「第1世代」や「第2世代」という用語は直接的には記載されていない。しかも、同書面には、原告テントについて、高さ調節の変更（上記①）を平成25年10月15日生産開始分から施した旨の記載があり、この点は原告の主張とも符合しているものの、他方で、シルバーコーテ

イングによるUVカット加工（上記②），支柱を覆う細長い天幕のデザインの変更（上記③）及び耐水圧（上記⑤）を施したのは同年4月18日生産開始分からという記載もあって，これらは原告の主張する時期とは必ずしも整合するものではないし，収納バッグの色の変更（上記④）については記載すらされていない。

また，原告は，「ワンタッチタープテント取扱説明書」と題する2通の書面（甲22，23）の記載に関し，原告作成の証拠説明書4において，このうち前者が第1世代の，後者が第2世代のものであると説明する。しかし，これらの書面にも「第1世代」や「第2世代」との用語はなく，各書面の作成時期も必ずしも判然としない（甲23には「2013.0731」との記載があり，これは2013年〔平成25年〕7月31日を意味するものと解されるが，原告の主張する第2世代の販売開始日〔平成25年10月15日〕と整合しない。）。しかも，上記各書面からは，原告テントにおいて3段階調節から2段階調節への変更（上記①）及び支柱を覆う細長い天幕のデザインの変更（上記③）がされたこととはうかがえるものの，その余の変更点（上記②，④及び⑤）は書面上直ちに確認することができない。

以上からすれば，原告の上記主張は，そもそもその前提を欠くものといわざるを得ない。

(3) 仮に原告の主張するとおり，原告テントに第1世代と第2世代があり，第2世代は第1世代と上記①ないし⑤の全て点で異なっているとすると，以下のとおり，原告が保護を求める商品の形態は第1世代から具備されていたものというべきである。

ア 原告は，第2世代の原告テントの構成態様が次の(ア)及び(イ)のとおりであるとし，この形態が不競法2条1項3号により保護される「商品の形態」である旨主張している。

(ア) 基本的構成態様

- A 地面から垂直に立つ4本の支柱と，略正四角錐形の天幕から成るテントの形態をなしている。
- B ワンタッチで折り畳むことが可能な構造になっている。
- C 天幕の4辺には，いずれもファスナーがついており，サイドシートを取り付けられるようになっている。
- D 天幕部分には，風抜きのためのベンチレーションがついている。
- E 支柱には，支柱を覆う細長い天幕がついている。
- F テントの高さは2段階で調節できる。

(イ) 具体的構成態様

- A-1 支柱の断面は，四角形である。
- A-2 支柱の基部には，略五角形の部材を用い，面ファスナー（マジックテープ）で2方向からグランドシートを固定することができるようになっている。

- A-3 支柱の基部の部材にグランドシートを固定した後、1本の支柱につき2本のペグを同部材の穴に通すことで、テントを地面との間に固定することができる。
- A-4 略正四角錐形の底辺の長さは3mである。
- A-5 天幕とフレームは、支柱上部に巻かれた面ファスナーのオス面に、天幕の裏地に固定された面ファスナーのメス面を固着させる方法により固定されている。
- A-6 テントをロープで固定するため、ロープを通す略D字型の白い部材が略正四角錐形の底面の四つの角に取り付けられている。
- A-7 天幕の内側には、UVカットのためのシルバーコーティングが採用されている。
- A-8 天幕の内側には、縫い目の部分から水がしみ込むことを防止するために、縫い目の部分の裏側にシームシーリングの加工がされている。
- B-1 天幕部分の骨組みは、パンタグラフ型の構造で、菱形が収縮することで、折り畳むことが可能になっている。
- B-2 展開した状態を固定するために、プルピン式のロックを採用している。
- B-3 収納時の大きさは、22.5cm、22.5cm、11.5cmである。
- B-4 収納用の袋は、黒色のポリエステル製で、持ち手が二つ付いている略直方体形である。
- C-1 略正四角錐形の天幕の底辺の内側に、黒いファスナーが取り付けられている。
- D-1 ベンチレーションのために開いている正方形の大きさは、約68cm四方である。
- E-1 支柱を覆う細長い天幕の先端には、鍵型の部材を用い、支柱に開いた穴に、鍵型の部材を引っ掛けることで、同天幕を固定できる。
- E-2 天幕の形は、先端に行くにつれて細くなっていく略三角形である。
- E-3 天幕の色は、テント本体の天幕と同じ色を採用している。
- F-1 高くしたときの天頂部の高さは241cmであり、低くしたときの天頂部の高さは233cmである。
- F-2 支柱の中頃に、銀色の突起があり、その突起が二つの穴のいずれかに入ることで高さの調節ができる。
- イ 他方、原告が第1世代と第2世代の相違点として指摘するのは、上記(2)のとおり、①高さ調節を変更した点、②シルバーコーティングによるUVカット加工を施した点、③支柱を覆う細長い天幕のデザインを変更した点、④収納バッグの色を変更した点、⑤耐水圧及びシームシーリングを施した点という5点でしかない。そして、このうち①は原告のいう基本的構成態様F（具体的構成態様のF-1及びF-2）に、②ないし⑤は原告のいう具体的構成態様のA-7 (2)、A-8 (5)、B-4 (4)及びE-3 (3)に

相当するものと解されるとしても、その余の構成態様、すなわち基本的構成態様のA、B、C、D及びEと、具体的構成態様のA-1、A-2、A-3、A-4、A-5、A-6、B-1、B-2、B-3、C-1、D-1、E-1及びE-2は、いずれも第1世代と第2世代とで共通する構成態様ということになる。

そうすると、原告が不競法2条1項3号により保護されるべき商品の形態として主張する構成態様の大部分は、第1世代の当時から存在していたものというべきである。

ウ 次に、原告の主張する上記①ないし⑤の各相違点について、以下検討を加える。

(ア) 高さ調節

原告は、第1世代では高さ調節が3段階であったところ、第2世代ではこれを2段階に変更したと主張する。

しかし、「商品の形態」とは、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう」（不競法2条4項）ものであって、商品の機能及び性能それ自体は不競法2条1項3号で保護される「商品の形態」には当たらないと解されるどころ、高さ調節を「3段階」で行うのか、それとも「2段階」で行うのかという点は、まさに原告テントの機能ないし性能それ自体の違いをいうものにすぎず、「商品の形態」には当たらないといわざるを得ない。

また、原告は、支柱の長さを変更し、テントを展開したときの高さが8.5cm小さくなったと主張する。

しかし、証拠（甲13の1）によれば、この変更は、従前の支柱の長さが198.6cmであったものを190.1cmに縮めたというものにすぎず、その割合からすれば、わずかな相違点であるといわざるを得ない。

なお、原告は、原告テントを発送する場合には梱包サイズ（3辺の合計）が160cmを超えるか否かで送料が変わるところ、上記各変更により梱包サイズが166cmから158cmになったため、送料が安くなり、その結果、売れ行きが伸びたなどとも主張するが、そのこと自体は形態を変更した理由若しくは目的や効果にすぎず、結局、その外観上は大きさに関するわずかな変更がされたというにとどまるから、この点をもって、不競法2条1項3号で保護される「商品の形態」において顕著な変更がされたとはいえない。

(イ) シルバーコーティングによるUVカット加工

原告は、第2世代ではテントの生地にはシルバーコーティングを施してUVカットを実現した旨主張する。

しかし、この点は、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができるものとはいえず、商品の機能及び性能それ自体の変更をいうものにすぎないから、不競法2条1項3号の「商品の形態」には

当たらない。

この点に関して原告は、従前はテントの中においても太陽が透けて見えていたのが、シルバーコーティングを施したことによりまぶしくなくなり、もって見た目や色に変化したなどとも主張するが、これを裏付ける証拠は存在しないし、仮にそのような変化が生じたとしても、基本的には商品の機能及び性能の変化の範囲を超えるものではないか、外観においてわずかな差異を生じさせるものにすぎないから、原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) 支柱を覆う細長い天幕のデザイン

原告は、第1世代では支柱を覆う細長い天幕にストライプ状の柄が入っていたのを、第2世代ではテント本体の天幕と同じ無地の色に変更したと主張する（別紙「天幕デザイン変更図」参照）。

しかし、上記変更は、原告も自認するとおり、支柱を覆う細長い天幕の部分にプリントされた色彩及び図柄の変更にすぎず、支柱を覆う細長い天幕の外形的な形状自体には何ら変更がないのであるから、仮に上記デザインが不競法2条1項3号の「商品の形態」に該当するとしても、テント全体からみればわずかな変更にとすぎないといわざるを得ない。

(エ) 収納バッグ

原告は、収納バッグの色を黒色に統一したと主張するが、これを裏付ける証拠はない上、そもそもこの主張自体はテント本体の形態の変更をいうものでもないし、その変更点も、色を変更したというものにすぎない。

なお、原告は、収納バッグの色を統一したことにより在庫リスクが減ったとも主張するが、具体的に在庫リスクが減ったことを裏付ける証拠は存在しないし、そもそも在庫リスクが減ったかどうかは「商品の形態」の問題ではない。

(オ) 耐水圧及びシームシーリング原告は、第2世代では防水処理を施した上、シームシーリングという方法で天幕の裏側から縫い目を保護し、より防水機能を高めたと主張する。

しかし、これらはいずれも需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができるものとはいえず、商品の機能及び性能それ自体の変更をいうものにすぎないから、不競法2条1項3号の「商品の形態」には当たらないし、仮に天幕の裏側から縫い目を保護したことにより外観に変更が生じているとしても、テント全体からみればわずかな差異にとすぎない。

(カ) 小括

以上からすれば、原告の主張する原告テントの第2世代における変更点は、そもそも不競法2条1項3号の「商品の形態」を変更するものではないか、仮に「商品の形態」を変更するものであるとしても、原告テントの第1世代の商品形態を具備しつつ若干の変更を加えたものにすぎないというべきであるから、第1世代と第2世代は実質的に同一の形態であるものといわざるを得ない。

るを得ない。

(4) 以上によれば、原告の主張を前提としても、原告が保護を求める商品の形態を具備した最初の商品は、第2世代の原告テントではなく、第1世代の原告テントであるというべきである。そして、第1世代の原告テントが日本国内で最初に販売されたのは平成22年10月頃というのであるから（前記第2, 2(2))、被告テントの販売開始時点である平成27年5月2日時点では、既に3年が経過していることになる。

したがって、被告による被告テントの販売には、不競法19条1項5号イの適用除外事由があり、そもそも同法3条及び4条の適用がない。

2 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本訴請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件の当事者間では、他の製品についても、意匠権侵害による販売等差止等請求事件があったのだが、これは当審において和解が成立しているという。

これに対し本件は、被告が販売するテントは、原告が販売する商品の形態を模倣したものであると主張し、原告が被告に対し不競法2条1項3号、3条1項・2項に基づいて、被告テントの販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、同法4条、5条2項に基づく損害賠償請求事件であったところ、争点の1つは不競法19条1項5号イの保護期間終了規定の適用の可否にあった。

そこで、裁判所は、まず争点5について検討したのである。

2. わが国不競法2条1項3号が、特に意匠登録していない非登録意匠を、最初販売の日から3年間は保護しようとした理由を、他人の創作した意匠（商品形態）を尊重保護するという欧州流の非意匠登録制度ではなく、日本流の先行投資した他人の意匠の尊重保護という経済的理由をもって制定されたものであることを裁判所は確認しているが、これは正に行政庁（経産省）の立法理由をそのまま記述しているだけのことである。

問題は、そのような非登録意匠権に係る商品形態についての保護を、最初の販売日から3年間に限定し、それ以上は不競法では保護をせず、意匠法による意匠登録が取得された場合は、意匠権として保護することにしているのである。

しかしながら、もしその商品形態がわが国において周知になったり（不競法2条1項1号）、著名になったり（同法2条1項2号）した場合には、不競法においてはさらに保護を継続していこうとしているのである。その意味では、不競法による保護は、条件次第では、意匠法によるよりも意匠を長い期間保護することができるようになるのである。

以上のように、わが国の非登録意匠に係る商品形態は、創作保護法としての

見地からではなく、競争法としての見地から保護されるようになっていないと解さなければならないものであることを、まず理解しておかねばならないのである。このような立法措置が妥当であるか否かはここでは論じないが、わが国の法学会において議論されてもよい問題であると思う。

総論がやや長くなったが、以下においては各論として、本件裁判について批判してみよう。

3. 裁判所は、まず不競法19条1項5号イに規定する「最初に販売された日」に係る商品とは、文字どおりわが国で最初に販売した商品の形態を意味するのであるから、この最初の商品形態に、製造者が若干の変更を加えた後続の商品形態は、保護対象とはならないといえるのである。すると、これは所謂「デッドコピー」の禁止を立法理由としていることを意味するから、「若干の変更」を加えた商品形態であれば、模倣とはならないから、この要件には該当しないことになり、3年間の保護期間についての適用はないことになるだろう。

換言すれば、意匠法においては保護範囲に属する類似の意匠（商品形態）については、不競法では、保護の対象外の別意匠として取り扱われるものとなるから、注意すべきであろう。

4. 本件の事実関係について裁判所は、原告の主張にある原告テントの第1世代と第2世代との商品形態の区別は出来ないから、原告の主張は前提を欠くものであると判断したのであり、これで終了してよかったのであるところ、裁判所は仮にとして原告の主張を認めた上で、被告の商品形態と対比し、意匠の類否判断と同じ手法で判断しているが、裁判所は、原告の商品形態の構成態様の大部分は、第1世代の出現当時から存在していたものというべきである、と判断したのである。

換言すれば、裁判所は原告商品の形態については新規性が認められないから、第2世代のテントとは認められない以上、保護に価しないものというべきであるという認定をしたのである。

そうすると、第1世代のテントの保護期間は、最初の販売時から3年以上経過しているから、被告テントが販売開始された時点には、もはや保護対象にはならない商品形態となってしまっていると判断したのである。

事実認定の結果、そのように認定して判断せざるを得なかったのだから、原告敗訴はやむを得ないであろう。

[牛木 理一]

(別紙)

〔被告商品目録〕

商品名 タープテント 簡単設置 高耐水 UVカット

型番 19000010

構成

(構成の特定は平成28年5月27日付け原告準備書面3の記載による。)

(1) 基本的構成態様

- A 地面から垂直に立つ4本の支柱と、略正四角錐形の天幕から成るテントの形態をなしている。
- B ワンタッチで折り畳むことが可能な構造になっている。
- C 天幕の4辺には、いずれもファスナーがついており、サイドシートを取り付けられるようになっている。
- D 天幕部分には、風抜きのためのベンチレーションがついている。
- E 支柱には、支柱を覆う細長い天幕がついている。
- F テントの高さは2段階で調節できる。

(2) 具体的構成態様

- A-1 支柱の断面は、四角形である。
- A-2 支柱の基部には、略五角形の部材を用い、面ファスナー(マジックテープ)で2方向からグラウンドシートを固定することができるようになっている。
- A-3 支柱の基部の部材にグラウンドシートを固定した後、1本の支柱につき2本のペグを同部材の穴に通すことで、テントを地面との間に固定することができる。
- A-4 略正四角錐形の底辺の長さは3mである。
- A-5 天幕とフレームは、支柱上部に巻かれた面ファスナーのオス面に、天幕の裏地に固定された面ファスナーのメス面を固着させる方法により固定されている。
- A-6 テントをロープで固定するため、ロープを通す略D字型の白い部材が略正四角錐形の底面の四つの角に取り付けられている。
- A-7 天幕の内側には、UVカットのためのシルバーコーティングが採用されている。
- A-8 天幕の内側には、縫い目の部分から水がしみ込むことを防止するた

- めに、縫い目の部分の裏側にシームシーリングの加工がされている。
- B-1 天幕部分の骨組みは、パンタグラフ型の構造で、菱形が収縮することで、折り畳むことが可能になっている。
 - B-2 展開した状態を固定するために、プルピン式のロックを採用している。
 - B-3 収納時の大きさは、22cm, 22cm, 114cmである。
 - B-4 収納用の袋は、黒色のポリエステル製で、持ち手が二つ付いている略直方体形である。
 - C-1 略正四角錐形の天幕の底辺の内側に、黒いファスナーが取り付けられている。
 - D-1 ベンチレーションのために開いている正方形の大きさは、約68cm四方である。
 - E-1 支柱を覆う細長い天幕の先端には、鍵型の部材を用い、支柱に開いた穴に、鍵型の部材を引っ掛けることで、同天幕を固定できる。
 - E-2 天幕の形は、先端に行くにつれて細くなっていく略三角形である。
 - E-3 天幕の色は、テント本体の天幕と同じ色を採用している。
 - F-1 高くしたときの天頂部の高さは262cmであり、低くしたときの天頂部の高さは253cmである。
 - F-2 支柱の中頃に、銀色の突起があり、その突起が二つの穴のいずれかに入ることで高さの調節ができる。

(別紙)

〔天幕デザイン変更図〕

1 ストライプあり



2 ストライプなし



(甲13の1より抜粋)